

# 令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、「令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務は、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため、「沼津市地域公共交通網形成計画」（以下、公共交通計画）に位置付けた「わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト」の施策の一つとして、路線バスの運行情報を利用者に見やすくわかりやすくお知らせするためのデジタルサイネージを沼津駅南口に設置するものである。

デジタルサイネージの設置にあたっては、伊豆箱根バス㈱・㈱東海バス・富士急シティバス㈱（以下「バス事業者」という。）がそれぞれ保有するバス運行情報データについて、国土交通省が示す標準的なバス情報フォーマットによるデータ整備およびデジタルサイネージとのデータ連携・システムの構築が必要である。

本業務の履行にあたっては、沼津駅を利用する市民および観光客にとって、路線バスの運行情報が見やすくわかりやすいデジタルサイネージを設置するとともに、バス事業者への路線バス運行情報データ整備およびデジタルサイネージとのデータ連携・システム構築が必要であることから、専門的なノウハウやより良い提案を得るため、公募型プロポーザル方式を実施し、契約候補者を選定委員会により選定するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託

### (2) 業務内容

別紙「令和3年度 沼津駅南口路線バス運行案内デジタルサイネージ設置業務委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

### (4) 委託料上限額

9,968,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 担当部署（提出先）

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 交通政策室 担当：山田、遠藤

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階

電話 055-934-4759（直通）

メール [mati-seisaku@city.numazu.lg.jp](mailto:mati-seisaku@city.numazu.lg.jp)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 平成28年度以降に、下記の①又は②のいずれかの業務実績があること。
  - ① JR駅にバスの運行情報を表示するデジタルサイネージ設置に関すること。
  - ② 私鉄駅にバスの運行情報を表示するデジタルサイネージ設置に関すること。
- (6) 2以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記(1)～(5)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
  - ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
  - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。
- (7) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。

### 4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	令和3年7月19日(月)
質問受付期間	令和3年7月19日(月)から 令和3年7月30日(金)午後5時まで
現地説明会	令和3年7月27日(火)
質問回答(随時)	令和3年8月3日(火)まで
参加申込書の提出期間	令和3年7月19日(月)から 令和3年8月4日(水)午後5時まで(必着)
参加承認及び選考会当日の案内の通知	令和3年8月6日(金)まで
業務実施体制等提案書の提出期間	令和3年8月10日(月)から 令和3年8月31日(火)午後5時まで(必着)
契約候補者選定委員会 (プレゼンテーション)	令和3年9月16日(木)予定
審査結果の通知	令和3年9月17日(金)までに電子メールで
契約締結	令和3年9月下旬

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。なお、変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開する。

## 5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問期間

令和3年7月19日(月)から令和3年7月30日(金)午後5時まで。

### (2) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メールにより質問書(様式1)を提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「2 業務概要 (5) 担当部署(提出先)」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は、随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により受信確認を行うこと。

### (3) 回答方法

全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

## 6 説明会

本業務では、デジタルサイネージの設置に際し、基礎工事、必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配を含むことから、現地を確認し業務に対する理解を深めるため説明会を開催する。なお、説明会に参加できなくても本プロポーザルへの参加は認めるが、できる限り参加すること。

### (1) 開催日時

日時：令和3年7月27日(火) 午前10時

### (2) 申込方法

令和3年7月26日(月)午後5時までに、担当部署に直接電話か電子メールをすること。会場等の詳細については、申し込み時に通知する。

## 7 参加申込書の提出

### (1) 提出期間

令和3年7月19日(月)から令和3年8月4日(水)午後5時まで。(必着)

### (2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。

ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④⑤⑥は不要である。また、持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで(休日を除く。)の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

### (3) 提出書類

#### ① 参加申込書(様式2)

#### ② 提案者(企業)の同種業務の実績(様式3)

記載した業務のうち、最も本業務の参考になる1業務について、内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し・デジタルサイネージの写真(筐体・画面))を添付

#### ③ 会社概要(様式自由、パンフレット等でも可)

#### ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

#### ⑤ 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

#### ⑥ 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

ア 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ 沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)

ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

### (4) 提出部数 各1部

## 8 参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求めることができる。

- (1) 参加承認及び選考会当日案内の通知期限  
令和3年8月6日（金）まで

## 9 企画提案書提出届等の提出

- (1) 提出期間  
令和3年8月10日（月）から令和3年8月31日（火）午後5時まで。（必着）
- (2) 提出方法  
下記の書類を用意し、担当部署へ提出（郵送可）すること。
- (3) 提出書類
  - ⑦ 企画提案書提出届（様式5）
  - ⑧ 企画提案書（様式自由）
  - ⑨ 企画提案内容一覧（様式6）
  - ⑩ 本業務実施にあたっての実施手順と想定工程表（様式自由）
  - ⑪ 実施体制調書（様式7）
  - ⑫ 見積書（様式自由）
  - ⑬ 共同事業者協定書の写し（様式自由（参考様式を参照）
  - ⑭ 代表者への代表権委任状（様式自由）
- (4) 企画提案書提出届等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）  
企画提案書提出届等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
  - ① 「(3)提出書類」のうち、⑧～⑪については、提出者や関連する事業者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。記載のあった場合には、無効とし選定しない。
  - ② ⑦～⑭の順に左綴じしたものを1部とし、これを13部提出すること。
  - ③ 「(3)提出書類」の⑦⑨⑪⑫⑬⑭はA4判片面縦向きで作成するものとする。⑧は、選定委員会でのプレゼンテーション資料も兼ねるため、A4判片面印刷横向きで作成するものとする。⑧の合計枚数は20枚以内とすること。
  - ④ ⑬⑭は該当する場合のみ提出すること。
- (5) その他、注意事項
  - ① 企画提案書は、簡潔で見やすく、わかりやすいものとする。
  - ② 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
  - ③ 実施体制調書には、協力会社等関係者をすべて記入すること。
  - ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるよう内訳を記載すること。
  - ⑤ 提出後の提案内容の修正は原則認めない。

## 10 提案する内容

提案する内容は、別紙仕様書に示す内容や本要領 15 の参考資料に加え、提案者のノウハウや独自の調査等により、本業務に関する関連情報を十分に理解した上で、下記に示す内容の提案を行うこと。

- ① 沼津駅を利用する市民や観光客に対して、路線バスの運行情報やバスのりばを見やすくわかりやすくお知らせするためのコンテンツ・レイアウトデザインやディスプレイ・筐体に関すること。
- ② 今後も継続的に市およびバス事業者が一体となってデジタルサイネージを運営し活用していくことから、通信費や電気料の費用に関すること、時刻表等改正に伴うデータメンテナンスの作業方法・費用に関すること及び筐体・ディスプレイ等機器の保守に関する内容・費用に関することなど、デジタルサイネージのランニングコスト・保守に関すること。
- ③ 標準的なバス情報フォーマットに基づくバス事業者へのデータ整備及びデジタルサイネージとのデータ連携・システムの構築に関すること。
- ④ その他提案者のノウハウや独自調査等による、独自提案に関すること。

## 11 選定

### (1) 選定方法

提出書類の内容とプレゼンテーションをもとに、市が設置する契約候補者選定委員会において評価し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の 6 割を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難になった場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

### (2) プレゼンテーション

#### ① 開催日

令和 3 年 9 月 16 日（木）オンライン

#### ② 開催方法等

- ・発表時間等は 1 参加者につきプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度を予定している。
- ・日時、当日の注意事項等は、参加承認の通知と併せて通知する。
- ・スライドは、「9 企画提案書提出届等の提出 (3) 提出書類⑧」を用いて説明すること。スライドを新たに追加することは認めない。
- ・オンラインでのプレゼンテーションに必要な ZOOM 環境は、市で用意するが、その他オンラインでのプレゼンテーションに必要なものは各自用意すること。
- ・プレゼンテーションの際は、事業者名は明かしてはならない。
- ・プレゼンテーションの際の説明者は本業務の主担当者とする。

### (3) 評価項目

別表「評価基準」のとおり。

### (4) 選定結果の通知

全参加者に対し、令和 3 年 9 月 17 日（金）までに電子メールにて通知するとともに、契約候補者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、参加者自身の結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 12 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が期限までに提出されなかった場合。
- (4) 提出書類に不備や錯誤等があり、再提出を求めたのにもかかわらず、期限までに提出されなかった場合。
- (5) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6) 第三者の知的財産権、著作権等を侵害する行為があった場合。

## 13 契約の締結等

契約候補者として選定された後、仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議成立後、沼津市契約規則により契約の締結を行い、契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は、1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の修正や変更は、市が再提出を求めた場合を除き、一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類の知的財産権、著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 管理技術者は、病休、退職等の極めて特別な事由が生じた場合を除き、変更してはならない。
- (7) 本プロポーザルで提出された書類等については公表しないが、情報公開請求があった場合、沼津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

## 15 参考資料

本プロポーザルに参加する上で参考となる資料は以下のとおり。下記資料について、閲覧又は提供を希望する者は、沼津市情報公開条例（平成12年沼津市条例第37号）の規定に基づく公文書の開示請求の手続きをすること。

- (1) 令和2年度 沼津市バス情報オープンデータ化講習会実施業務委託 報告書  
受託者 株式会社トラフィックブレイン 代表取締役 太田 恒平
- (2) 令和2年度 沼津市路線バス時刻表出力フォーマット作成業務委託 報告書  
受託者 MoDip 諸星 賢治

## 16 関連資料

本業務に関連する既往計画等については、市ホームページを閲覧すること。

- (1) 第2次沼津市都市計画マスタープラン  
<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>
- (2) 沼津市地域公共交通網形成計画  
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/koukyokotsu/index.htm>

(別表)

### 評価基準

業務実施体制等提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
提案者能力 (企業)・ 業務実施体制	1 同種業務の実績	同種業務に関する受託業務実績について、業務内容や基本的な考え方、業務の進め方等を勘案し、 <u>提案者(企業)の経験を客観的に評価する。</u> 同種業務とは：J R 駅等にバスの時刻表、運行状況、乗り場案内等を利用者に提供するデジタルサイネージを設置した業務の受託業務実績を意味する。	10
	2 想定スケジュールおよび本業務を遂行する人員及び体制の確保	履行期限内に本業務を確実に遂行できるように、スケジュール管理が適切であるか、 <u>提案者の工程管理を評価する。</u> 実施体制について本業務を遂行する上で、適切な体制が確保されているか、 <u>提案者の人材配置を評価する。</u>	10
デジタルサイネージについて	3 コンテンツ・レイアウトデザイン、ディスプレイ・筐体について	沼津駅を利用する市民や観光客に対して、路線バスの運行情報やバスのりばを見やすくわかりやすくお知らせするため、 <u>提案者のデジタルサイネージ(コンテンツ・レイアウトデザイン、ディスプレイ・筐体)について評価する。</u>	30
	4 ランニングコスト・保守について	今後も継続的に市およびバス事業者が一体となってデジタルサイネージを運営し活用していくことから、通信費や電気料の費用に関すること、時刻表等改正に伴うデータメンテナンスの作業方法・費用に関すること及び筐体・ディスプレイ等機器の保守に関する内容・費用に関することなど、 <u>提案者のデジタルサイネージのランニングコスト・保守について評価する。</u>	20
	5 データ整備・データ連携・システム構築について	<u>提案者の標準的なバス情報フォーマットに基づくバス事業者へのデータ整備及びデジタルサイネージとのデータ連携・システム構築について評価する。</u>	10
	6 独自提案について	その他提案者のノウハウや独自調査等による、 <u>提案者の独自提案を評価する。</u>	10
見積りの適切性	7 予算配分の適切性について	機器の調達、設置等工事、コンテンツ作成、配信システムの構築、データ整備に関するバス事業者支援について、 <u>提案者の予算配分について評価する。</u>	10

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。